

2026年度 福山鞆の浦弁天島花火大会
企画・運営業務仕様書

1 業務名

2026年度 福山鞆の浦弁天島花火大会 企画・運営業務

2 業務目的

弁天島で花火を打ち上げることにより、鞆の浦の観光振興や歴史文化を活かしたまちづくりにつなげる機会とすることを目的とし、瀬戸内に初夏の到来を告げる風物詩として「福山鞆の浦弁天島花火大会」を開催し、鞆の浦の町を花火で彩る。

3 業務概要

(1) 履行期間

契約締結日から2026年（令和8年）7月31日（金）

(2) 事業概要

日時：2026年（令和8年）5月30日（土）【荒天中止】

19:00～20:30（予定）

場所：鞆町弁天島及び福山市鞆支所周辺一帯

内容：福山鞆の浦弁天島花火大会

① オープニング

- ・鞆の伝統芸能アイヤ節披露

アイヤ節保存会の協力により、アイヤ節の披露を行う

- ・各種セレモニー等のイベント進行

② 花火打上

- ・花火打上発数約2,000発

- ・福山市市制施行110周年記念企画

- ・弁天島からの打ち上げとし、花火事業者と連携して、会場エリア内の安全管理、運営を行う。

(3) 業務内容

発注者と事業全体に係る総合的な企画・運営を実施するものとする。

業務内容の詳細は次のとおり。

① 企画

（全体事業計画）

- ・企画の立案、調整、計画策定、実施工程表、業務計画書

運営マニュアルの作成、アナウンス業務、進行台本の作成

- ・責任者及び担当者一覧表（担当職務、緊急時連絡先等を記載）の作成

- ・全体の交通計画（駐車場やシャトルバス含む）の作成

- ・会場内レイアウトの検討、作成

- ・雨天時を想定したオペレーション等の検討、準備

- ・開催中止を想定したオペレーション等の検討、準備

大規模地震発生時（津波警報発令時）の誘導・避難場所の想定

・福山市市制施行 110 周年記念プログラムの計画、実行
(総合案内)

・実施 3 か月程度前から行事に係る受付、問合せ対応
(土日祝日を除く 10 : 00 ~ 17 : 00)

・開催当日の問合せ対応

(オープニング)

・企画、立案、運営

出演団体に係る調整を行うこと。

※来賓及び主催者等参加者への案内は発注者で行う。

・進行管理

・セレモニー等のイベント進行、楽屋等の設営、撤去

・必要な資材の調達、管理、運用

(花火打上)

花火事業者を選定し、連携して次のことを行う。

・弁天島へ打ち上げ場所を設置し、花火打上げを行う。

・煙火申請

・打上に係る台船の確保及び運送配置の調整

(警察機関、消防機関への申請・許可)

・道路使用許可申請

・暴力団排除に関する届

・露店開設届

・消防計画等の作成、申請

・駐車場賃借等に係る資料作成、調整、提出

・各種申請等に係る資料作成、調整、提出

※その他警察機関、消防機関他管理者の求める資料がある場合、速やかに提出すること。

② 広報

・実施 3 か月程度前から各種媒体を活用した告知の実施

・実施 3 か月程度前から公式サイトの新規作成と運用

・実施 3 か月程度前から内容の更新を行う

・契約終了後のサイトの帰属

③ 協賛

・企業協賛（協賛メニュー）企画の立案

・個人協賛席（有料観覧席）企画の立案

・協賛事業の実施

営業活動等の実施、募集、受付、出納管理、報告

協賛席の設置、運営

④ 会場管理、運営

(全体に係ること)

・安全対策マニュアルの作成

・スタッフの手配、配置計画、指導

- ・スタッフ、従事職員説明会の開催
従事職員の配置計画書の作成、執行要領等の作成
※会場の確保、従事職員への出務依頼は発注者が行う。

- ・従事職員の当日受付、問い合わせ対応
- ・スタッフが識別できる工夫
- ・必要な資機材の調達、管理、電気設備等
各設備の委託業者間の業務調整
- ・開催日（準備撤去期間含む）の設営管理
- ・会場内の雑踏等の状況を情報収集し、共有、報告
- ・関係機関や地元住民、自治会、近隣施設及び店舗等への周知、調整
- ・場所取りなど迷惑行為への対応
- ・イベントに係る賠償責任保険への加入

(物販・飲食等)

- ・出店依頼及び警察機関等への各種申請、届け出に係る出店者との調整
各種申請等に係る資料作成依頼、とりまとめ
- ・開催日の出店の管理・監督
場所確保等現場対応
- ・出店に係る車両等の規制及び管理
駐車証、搬入出許可証の作成、印刷、配布
- ・必要な資材の調達、管理

(特設設置)

- ・本部、警備員詰所等の設置、撤去
- ・必要な資材の調達、管理

(雑踏等安全対策)

- ・地理を把握し、人流のシミュレーションを行った上での会場全体の警備計画作成
- ・会場及び会場周辺の安全確保のための警備員等の人員手配、配置、管理、運用
- ・必要な資材の調達、管理
- ・防波堤上への立ち入り禁止や場所取り禁止の周知、対応

(海上規制等対策)

- ・警戒船による安全管理
- ・標識灯の設置、撤去
- ・作業員等海上運搬（船舶借上げ含む）
- ・海面使用に係る調整、手続き

(衛生)

- ・産業廃棄物処理に係る申請等手続き
- ・ごみ箱の設置と管理、ごみの収集、処分
- ・仮設トイレの調達、設置、管理、し尿処理
- ・仮設トイレ及び鞆支所、第二駐車場横公衆トイレ、道越トイレ、市営渡船場トイレの開催日における定期的な清掃

(救護・迷子)

- ・必要な人員の確保、資機材の調達等（救護テント、救護セット、AED等）

- ・急病人、迷子の対応

(緊急応急対応)

- ・不測の事故等に発注者と協力して緊急応急対応
- ・不測の業務に係る発注者が行う業務の補助

⑤道路・交通対策

- ・警備に伴う各種調整、計画作成
- ・必要な警備員の手配、配置
- ・警備説明会の開催
- ・案内看板の作成及び設置撤去
- ・必要な資機材の調達等（コーン、バリケード等）
- ・会場周辺の交通規制等に伴う近隣住民、施設への事前説明、調整、周知
- ・規制区域内の住民への住民証明書（または通行許可書）の作成、周知、配布

⑥駐車場・駐輪場

(一般用駐車場)

- ・来場者駐車場の設営（新設駐車場の確保も含む）、運営、復旧（整地含む）
- ・駐車協力金の出納管理
- ・周辺住民等へ周知
- ・必要な資機材の調達等（照明、コーン、バリケード、誘導看板等）

(関係者用駐車場)

- ・関係者用の駐車場の設置、運営、復旧（整地含む）
- ・周辺住民等へ周知
- ・駐車証、搬入出許可証等の作成、印刷、発送
- ・必要な資機材の調達等（照明、コーン、バリケード、誘導看板等）

(駐輪場)

- ・周辺住民等へ周知
- ・駐輪場の設営（新設駐輪場の確保も含む）、運営、復旧（整地含む）
- ・必要な資機材の調達等（照明、コーン、バリケード、誘導看板等）

⑦シャトルバスの運行

- ・駐車場を確保し、シャトルバスを運行、利用協力金の出納管理
(2025 年度実績)

みろくの里⇄鯛匠の郷下発着 16 時頃～ピストン運行 7 5 8 人利用

旧能登原小学校⇄鯛匠の郷上発着 16 時頃～ピストン運行 2 4 2 人利用

- ・バス会社、警備会社と連携し運用計画書を作成
- ・乗降場所の周辺住民等へ周知
- ・必要な資機材の調達等（コーン、バリケード、誘導看板、椅子、机等）

⑧その他

- ・協賛・協力金合計金額 7, 5 0 0, 0 0 0 円を目標とする。
※各協力金の設定金額については発注者と協議のうえ、設定すること。
- ・過去の資材等実績については、別紙〈仕様書_別紙〉を参考にすること。

(4) その他特記事項

- ①契約締結後速やかに次の書類を提出すること。

- ・実施工程表
 - ・業務計画書
 - ・責任者及び担当者一覧表（担当職務、緊急時連絡先等を記載）
 - ・その他発注者が必要に応じて指示した書類。
- ②業務完了後に、業務委託報告書（任意様式）、業務委託完了届を提出すること。
- ③業務の実施過程で作成した全ての電子データは、業務完了時に発注者に納品すること。
- ④業務実施に当たっては、発注者と十分協議及び連絡調整を行い、円滑かつ効率的な業務実施に努めること。
- ⑤発注者の手配する人員及び資機材を有効に活用し、経費の節減に努めること。
- ⑥業務に必要な人員を配置し、必ず責任者を置くこと。
- ⑦委託業務の全部を一括して再委託することは認めない。
- ⑧委託業務の一部を再委託する場合、業務に支障のない範囲で福山市内の事業者を優先的に選出すること。
- ⑨不測の事態を想定し、不測の事態が発生した場合においても業務を遂行できる体制とすること。
- ⑩業務実施にあたり、保険加入等必要な手続きをとること。
- ⑪業務の実施に必要な経費（旅費、資料作成費等を含む）は契約金額に含まれるものとし、発注者は契約金額以外の費用は負担しない。
- ⑫大規模事故や気象警報発生時など、発注者の判断により、業務の一部または全部を実施しないこともある。その際は、双方協議のうえ、出来高に基づいて支払額を決めるものとする。
- ⑬業務の実施に際しては、関係法令を遵守すること。
- ⑭受注者が仕様書に違反し、改善の見込みがないとき、又は業務を完了する見込みがないとき、発注者は契約を解除して損害賠償を請求する場合がある。
- ⑮本業務の実施に関して疑義が生じた場合又は本仕様書に定めのない事項がある場合については、速やかに発注者と協議すること。
- ⑯業務の実施過程において、発注者又は受注者が仕様者の変更を要すると判断した場合、双方協議のうえ、発注者の予算の範囲内で仕様書を変更出来るものとする。
- ⑰委託料の支払いについては、実施した業務に対して、次の支払計画に基づき前払金を支払い、業務終了後、委託料から前払金を差し引いた金額を支払うものとする。受注者は、業務報告書を提出し、発注者が検査を行い、合格後、受注者の請求書に基づき支払う。